

2025年2月25日

各位

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 会社名 | サイボウズ株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 青野 慶久 (コード番号4776 東証プライム) |
| 問い合わせ先 | IR担当 電話番号 03-6671-9525 |

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年9月24日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入検討に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社の代表取締役および経営陣（本部長又はそれに相当する役割の者）を対象に譲渡制限付株式報酬制度の導入を検討していましたが、検討の結果、2025年2月25日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2025年3月30日開催予定の第28回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

下記については、本定時株主総会に付議が必要となる取締役を対象とした内容となりますが、当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の経営陣等（本部長又はそれに相当する役割の者等）に対しても同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により付与する予定であります。2024年9月24日公表の時点では、当社の経営陣等に対して割り当てる自己株式の処分に関して、払込金額の総額として合理的に見込まれる額は年額1億円以内を見込んでおりましたが、検討の進捗により、年額1億円を超え、約108百万円となる見込みとなったため、併せてお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社取締役のうち業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を割り当て当社株式を保有させることで、当社の企業理念を実現するため、長期的かつ持続的な企業成長へのコミットメントを期待する目的として、本制度を導入するものです。なお、これにより、株主の皆様との一層の価値共有を進めることができると考えます。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

当社の取締役の報酬額は、2006年4月20日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認頂いておりますが、これとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額100百万円以内の範囲で支給することをお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上